

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【公開番号】特開2015-13125(P2015-13125A)

【公開日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2015-005

【出願番号】特願2014-138551(P2014-138551)

【国際特許分類】

A 45 D 20/10 (2006.01)

A 45 D 20/12 (2006.01)

【F I】

A 45 D 20/10 101

A 45 D 20/12 K

A 45 D 20/12 C

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年9月1日(2020.9.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヘアケア電気器具であって、

本体、及び、前記本体に取り付けられ、壁と外壁とを含むハンドル、
を含み、

前記壁は、前記ハンドルに設けられた主流体入口から電気器具の中に延びる主流体流路
を形成し、前記外壁は、電気器具の外部面であり、

前記ハンドルは、前記主流体入口内へかつ前記主流体流路に沿って流体を引き込むため
のファンユニットを含み、

前記電気器具によって生じるノイズ、振動、及び熱のうち1つ又はそれより多くを軽減
するための絶縁層が、前記主流体入口の下流端から前記ファンユニットの周辺にわたって
前記主流体流路の周りに設けられ、

前記本体は、前記主流体流路内の流体を加熱するための加熱器を含み、

前記本体は、該本体の流体入口から該本体の流体出口まで延び、前記主流体流路とは別
個でダクトによって仕切られた流体流路を含み、

前記主流体流路は、前記本体において前記流体流路の周りに延び、

前記主流体流路内の流体は、前記流体出口とは別個の主流体出口によって前記本体から
出る、

ことを特徴とする電気器具。

【請求項2】

前記外壁は、前記壁の周りに実質的に連続して延びることを特徴とする請求項1に記載
の電気器具。

【請求項3】

前記外壁は、実質的に前記壁に沿って延びることを特徴とする請求項1又は請求項2に
記載の電気器具。

【請求項4】

前記絶縁層は、前記壁の周りで実質的に連続することを特徴とする請求項1から請求項

3のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項5】

前記絶縁層は、前記壁に沿って実質的に連続することを特徴とする請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項6】

前記絶縁層は、電気器具によって生じるノイズ、振動、及び熱のうちの1つ又はそれよりも多くを軽減することを特徴とする請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項7】

前記絶縁層は、発泡体又はフェルトから形成されていることを特徴とする請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項8】

前記壁は、プラスチック材料から形成されることを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項9】

前記プラスチック材料は、ポリカーボネート、ガラス充填PPA、PPS、LACP、又はPEEKのうちの1つであることを特徴とする請求項8に記載の電気器具。

【請求項10】

前記ハンドルは、第1の端部及び第2の端部を含み、

前記ハンドルは、前記第1の端部で前記本体に取り付けられ、

前記主流体入口は、前記第2の端部にある、

ことを特徴とする請求項1から請求項9のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項11】

前記主流体入口は、前記ハンドルの周りに少なくとも部分的に延びる第1の開口と、該ハンドルの前記第2の端部を通って延びる第2の開口とを含むことを特徴とする請求項10に記載の電気器具。

【請求項12】

前記ハンドルは、前記第2の端部に端壁を含み、前記第2の開口は、該端壁を通って延びることを特徴とする請求項11に記載の電気器具。

【請求項13】

前記端壁は、前記ハンドルと実質的に直交することを特徴とする請求項12に記載の電気器具。

【請求項14】

前記第1の開口は、前記ハンドルの前記第2の端部に隣接することを特徴とする請求項11から請求項13のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項15】

前記ファンユニットへ電力を供給するための電力ケーブルが設けられ、該電力ケーブルは、前記ハンドルの前記第2の端部を通って延びることを特徴とする請求項10から請求項14のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項16】

前記電力ケーブルは、実質的に前記ハンドルの前記第2の端部の中心を通って延びることを特徴とする請求項15に記載の電気器具。

【請求項17】

前記本体は、主流体出口を有し、前記主流体出口は、前記主流体入口及び前記主流体流路に流体連通していることを特徴とする請求項1から請求項16のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項18】

前記主流体入口から前記主流体出口までの前記主流体流路は、非直線状であることを特徴とする請求項17に記載の電気器具。

【請求項19】

主流体が、前記ハンドル内で第1の方向にかつ前記本体内で第2の方向に流れることを特徴とする請求項17に記載の電気器具。

【請求項20】

前記本体内の主流体流れが、前記ハンドル内の主流体流れと実質的に直交することを特徴とする請求項18または請求項19に記載の電気器具

【請求項21】

前記本体内の主流体流れ内の流体が、前記主流体流路内のファンユニットの作用によって前記本体の中に同伴されることを特徴とする請求項1から請求項20のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項22】

前記流体流路は、前記本体を通って延びるダクトによって形成されることを特徴とする請求項1から請求項21のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項23】

前記加熱器は、前記ダクトの周りに延びることを特徴とする請求項1から請求項22のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項24】

前記加熱器は、前記本体に沿って延びることを特徴とする請求項1から請求項23のいずれか1項に記載の電気器具。

【請求項25】

前記加熱器は、環状であることを特徴とする請求項1から請求項24のいずれか1項に記載の電気器具。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0172

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0172】

少なくとも、絶縁材料212は、ファンユニット70の周辺に、好ましくはアクセスハッチ222の周りに位置決めされる。しかし、絶縁材料212は、内壁220の周りに実質的に連続してハンドルの長さにわたって延びることが好ましく、それは、これがハンドルの絶縁に最も影響するからである。また、絶縁材料212は、主入口40の周りに延びて、主流体流路400内へ引き込まれる流体が直接発生する全てのノイズを低減することができる。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0183

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0183】

少なくとも、絶縁材料がファンユニット570の周辺に位置決めされる。しかし、絶縁材料528は、ハンドルの外壁526と内壁560の間で実質的に連続して、かつ内壁560の長さにわたって延びることが好ましく、その理由は、これがハンドルの絶縁に最も影響するからである。また、絶縁材料528は、主入口540の周りに延びて、流体流路550内へ引き込まれる流体が直接発生するあらゆるノイズを低減することができる。